

【別紙】令和7年度台東区介護サービス事業者集団指導 よくある質問と回答

番号	項目	質問	回答	参考資料
1	口腔機能向上加算の実施記録	口腔機能向上加算は月2回しか算定できないが、実施記録は月2回でよいか。	<p>口腔機能向上サービスの主旨を鑑みると、事業所において月2回を超えた口腔機能向上サービスが必要であると判断した場合は、実施した口腔機能向上サービスの内容について記録するほうが望ましいです。</p> <p>口腔機能向上サービスの主旨: 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</p>	留意事項通知 第2の3の2(20)、第2の4(16) 老高発0316第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一體的取組について」第八
2	サービス提供時間の確認書類	サービス提供時間を表すものは送迎表以外にも作成したほうが良いのか。その場合、どんな書式が理想か。	<p>提供するサービス内容の所要時間を明記した地域密着型通所介護計画書を作成し、利用者への説明及び同意を得ていただく必要があります。</p> <p>また、提供した具体的なサービスの内容等の記録が求められているため、提供したサービスの所要時間についても記録することが望ましいです。</p>	基準条例 第60条の10第1項、第60条の20準用(第21第2項)、第80条第72条第1項、第81条準用(第21第2項)
3	居宅サービス計画書の作成が遅れた場合	居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画書の作成が遅れた場合の、地域密着型通所介護計画書、認知症対応型通所計画書の作成及び説明・同意の手続きについて。	<p>地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成することとされていますが、居宅サービス計画の内容が確認できない場合は、事業所独自で地域密着型通所介護計画を作成していただくことになります。</p> <p>地域密着型通所介護計画を作成した後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更することになります。</p> <p>変更がない場合は、再発行及び、再度署名をいただくことまでは必須ではありません。</p>	基準条例 第27条第2項、第53条第2項、第60条の10第2項、第72条第2項、第94条第2項

4	レクリエーションの材料費	<p>レクリエーションの材料費は一律で徴収してもいいのか</p> <p>レクにおいて、何か本格的なものを将来的に行いたいという考え方があります。</p> <p>その場合、材料費などを実費で請求する事が予想されるが、一律(創作費￥200)などではまずいのか。事細かく個別のものを残さないといけないか。</p>	<p>材料費については「その他の日常生活費」に該当し、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には「実費相当額」という形の定め方が許されています。</p> <p>また、「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものとなります。</p> <p>このため、ご質問の「製作費」が実費相当額でない場合、徴収することができませんが、実費相当額であるならば、費用の内訳を明らかにし、利用を希望する利用者又は家族等に十分に説明を行い同意を得ることで徴収が可能となります。</p> <p>なお、「その他の日常生活費」は利用者等又はその家族等の自由な選択に基づく必要があるため、一律で徴収することができない点にご留意願います。</p>	<p>平成12年3月30日老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 平成12年3月31日「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて</p> <p><以下引用></p> <p>問8 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。</p> <p>答 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繡等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。</p> <p>なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に關し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。</p>
5	LIFEのフィードバック	<p>LIFEのフィードバックについて、どの程度反映させるべきなのかを知りたいです。</p>	<p>厚生労働省より示されていないため、今後新たに示されない限り、各事業所のやり方で実施することになります。</p> <p>例:全国の割合と事業所の割合を比較して事業所の傾向をつかみ、内部研修や多職種協同による計画作成の場において共有し、計画に反映させるよう努める 等</p> <p>事業所がPDCAサイクルを理解し、フィードバックを活用するため取り組んでおり、その取り組みがPDCAサイクルに適合するものとして事業所が説明できることが重要です。</p>	<p>留意事項通知 第2の3の2(21)、第2の4(17)、第2の5(18)、第2の6(21)</p> <p><以下引用></p> <p>事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めすることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。(Plan)</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。(Do)</p> <p>ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。(Check)</p> <p>二 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。(Action)</p>

6	契約書の署名、捺印及び電子化	<p>契約書の署名、捺印及び電子化について</p> <p>(1)契約書の捺印は必要か。</p> <p>(2)字が書けない方の同意・署名は、どのようにもらえばよいか。(下の名前のみなど)</p> <p>(3)電子書面での契約は可能か。</p>	<p>契約書については基準条例に規定がなく、民法などの他法の規定によります。特段の規定がない場合は令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」を参照し、事業所で決定していただくことになります。</p> <p>(1)契約書の押印は省略可能です。</p> <p>(2)利用者本人の署名であることが利用者及び事業所の双方で確認できるのであれば、氏だけや名だけでも差し支えないと考えます。</p> <p>(3)電子書面での契約は可能です。その場合、電子署名または電子認証を活用することが望ましいです。電子署名の利用方法は、事業所で使用している介護ソフトウェアをご確認ください。 他にも、電磁的方法として、重要事項説明書をメールでPDFを添付して送ったり、ホームページ上に掲載して、利用者にダウンロードしてもらい、電子メールで利用者等が同意の意思表示をすることが考えられます。</p>	<p>解釈通知 第5章別1 電磁的記録について 令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」</p>
7	委員会・研修・訓練の実施記録	<p>虐待防止委員会と研修を同日の同時刻で記録してはいけないのか。</p>	<p>同時刻帯で実施(例:委員会のあとに研修を実施)することは差し支えありません。 しかし、虐待防止委員会は、研修の実施に関する事を含めて虐待防止委員が検討する場であり、虐待防止研修は、虐待の防止について、従業員が学ぶ場です。それぞれ性質が異なるため、委員会と研修を「同時刻に同時並行的」に実施することは想定していません。 実施の記録を作成する際は委員会、研修それぞれを実施したことがわかるよう記録することが必要です。</p>	
8	文書の保存年限	<p>文書は何年間保存すればよいか。</p>	<p>利用者に関する記録は、契約終了日から2年間保存しておく必要があります。従業者の記録、設備の記録、備品・会計に関する記録も、保存する必要があり、保存年限はそれぞれ根拠となる、法令の規程によります。 介護給付費請求関係の書類は、5年間保存しておく必要があります。これは、地方自治法で、地方公共団体の債権の時効は5年と決められているためです。過誤があった場合、5年分は、介護給付費の、返還の対象になります。 指定関係の届出書は、義務ではありませんが、次回の指定更新以降も、ずっと保管しておくことが望ましいです。最低でも、次の指定更新までは保存してください。</p>	<p>居宅介護支援等基準条例第32条 基準条例 第43条、第59条、第60条の19、第80条、第108条、第128条</p>